

第13回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年8月31日(火) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 欠席委員 1名

8番 宮 崎 義 幸

5 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第13回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
猛暑が続いた今年の夏もようやく終盤に至り、2番草の収穫最盛期中、本総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
コロナウイルス感染症に伴う措置区域に指定されている中での総会の開催ではありますが、ワクチン接種等も進み、町内での発生件数もあまり多くないことから全委員参加での開催となりましたことのご理解をいただきたいと思っております。
また、今月は年金協議会の総会を行う月でありましたが、書面開催となりました。なお、農業委員会委員職員親睦会の総会につきましては、本総会終了後に行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それでは本日は報告3件、議案5件を提案させていただいておりますので、慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶と代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番新井委員、10番妹尾委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2の届出人は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、熊牛東〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

よる農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており、

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出1件の調整報告ではありますが、整理番号1は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、対象地は熊牛東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇日に農地部会により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後、地域での農地利用協議により、農用地の利用関係の調整に努めてまいりました。利用協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏がそれぞれ農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書9ページ、10ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げますので、ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由

を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委3-9号の願い出人は、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内東〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、妹尾委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島 主事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
浜農委3-9号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委3-9号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委3-9号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏と息子の〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛東〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡の内〇万㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和3年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案につきましては、整理番号2で○番○○委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与に該当いたしますが、本日欠席でございますので、順番に整理番号1より質疑を行いたいと思います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は2件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、円朱別西○線○

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、所有権移転3件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権を移転する者は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は熊牛東〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号2の所有権を移転する者は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は熊牛東〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏に所有権の移転、

次に整理番号3の所有権を移転する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号２の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号３の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号１～３を採決いたします。お諮りします。
整理番号１は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号１は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号２を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号３を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。

日程第１４ 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、９月３０日、木曜日、午前１０時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、９月３０日、木曜日、午前１０時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、9月30日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第13回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時55分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

9番 新井功仁恵

浜中町農業委員会

10番 妹尾伸二